

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	46	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 耐震改修[*]、バリアフリー改修、省エネ改修[*]が行われた住宅 ※改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるもの（長期優良住宅化リフォーム）を含む</p> <p>・ 特例措置の内容 ＜現行制度の概要＞ 上記の対象について、以下のとおり固定資産税額を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修：翌年度1/2軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間1/2軽減 ・ 耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減 ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減、翌々年度1/2軽減 ・ バリアフリー改修：翌年度1/3軽減 ・ 省エネ改修：翌年度1/3軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減 <p>＜要望内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限の2年間延長 <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー改修、省エネ改修について、対象となる住宅の床面積を「50㎡以上280㎡以下」とする。 	
関係条文	地方税法附則第15条の9、第15条の9の2、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] +4 (▲196) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 性能向上リフォームを推進することで、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新し、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。 一方、我が国のリフォーム市場の規模は欧米に比べて未だ小さい現状にあり、「住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）」において、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化が今後の課題として位置付けられているところである。 このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		
		ページ 46-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）」において、基本的な施策として「<u>耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上</u>」「<u>住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進</u>」と位置づけられている。 「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」において、「<u>住宅ストックの良質化・省エネ化（中略）により既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する。</u>」「<u>住宅・建築物の耐震化（中略）などの取組を進める。</u>」と位置づけられている。 「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」において、「<u>既存住宅については、省エネルギー改修を促進することが重要</u>」と位置付けられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ） エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する（2010 年 6 兆円）※可能な限り 2020 年までに達成を目指す 2025 年までに既存住宅流通の市場規模を 8 兆円に倍増する（2010 年 4 兆円）※可能な限り 2020 年までに達成を目指す 耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 18%（平成 25）→おおむね解消（平成 37） 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 41%（平成 25）→75%（平成 37） 2030 年度までに家庭部門の CO2 排出量を 2013 年度比約 40%削減する
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）
	同上の期間中の達成目標	達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> リフォームの市場規模：7 兆円（2013 年） 既存住宅流通の市場規模：4 兆円（2013 年） 耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 18%（平成 25） 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 41%（平成 25） 家庭部門の CO2 排出量：2013 年度比 10.9%削減（2015 年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 30 年度 耐震：7,389 件、バリアフリー：3,578 件、省エネ：5,418 件、長期優良住宅化：221 件 平成 31 年度 耐震：7,596 件、バリアフリー：3,678 件、省エネ：5,570 件、長期優良住宅化：227 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することは、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2）</p> <p>既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 2）</p> <p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 3）</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>平成 30 年度要求額 (国土交通省) ・住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数) ・耐震対策緊急促進事業 (140 億円) ・サステナブル建築物等先導事業 (127 億円の内数) ・長期優良住宅化リフォーム推進事業 (45 億円) (経済産業省) ・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (733 億円の内数)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォームを推進する。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。</p>
<p>ページ</p>	<p>46—3</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成24年度 耐震：25,953件、バリアフリー：3,248件、省エネ：5,433件 平成25年度 耐震：23,496件、バリアフリー：3,609件、省エネ：7,600件 平成26年度 耐震：20,329件、バリアフリー：3,511件、省エネ：2,563件 平成27年度 耐震：6,995件、バリアフリー：3,489件、省エネ：5,937件 平成28年度 耐震：9,965件、バリアフリー：－件、省エネ：5,495件 （総務省「固定資産の価格等の概要調書」より。平成28年度のバリアフリーの実績は未公表） ※耐震改修については、平成24年度までの工事については軽減期間が2年だったため、平成26年度までは2年分（前年、前々年度）の工事による適用件数が記載されている。平成27年度以降は軽減期間が1年であるため、平成27年度以降は1年分（前年の工事による適用件数）が記載されている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>（適用総額） 平成25年度 耐震：245,165千円、バリアフリー：31,270千円、省エネ：100,879千円 平成26年度 耐震：217,035千円、バリアフリー：29,999千円、省エネ：32,199千円 平成27年度 耐震：76,153千円、バリアフリー：30,854千円、省エネ：83,755千円 ※耐震改修については、平成24年度までの工事については軽減期間が2年だったため、平成26年度までは2年分（前年、前々年度）の工事による適用件数が記載されている。平成27年度以降は軽減期間が1年であるため、平成27年度以降は1年分（前年の工事による適用件数）が記載されている。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税負担軽減措置の適用件数は堅調に推移しており、本税制特例は、性能向上リフォームの促進に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を倍増【10兆円（2010年）→20兆円（2020年）】 ● 2020年までに中古住宅の省エネルギーを倍増 ● 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率79%（平成20年）→95%（平成32年） ● 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 37%（平成20年）→75%（平成32年） 高度のバリアフリー化 9.5%（平成20年）→25%（平成32年）
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標の達成のためには、本特例を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【耐震改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成18年度：創設 平成25年度：拡充・縮減 平成28年度：2年3ヶ月延長 平成29年度：拡充</p> <p>【バリアフリー改修】 平成19年度：創設 平成22年度：3年延長 平成25年度：3年延長・縮減 平成28年度：2年延長・拡充・縮減</p> <p>【省エネ改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成20年度：創設 平成22年度：3年延長 平成25年度：3年延長・縮減 平成28年度：2年延長・縮減 平成29年度：拡充</p>